

令和7年度 新宮市旅行商品造成等現地視察支援事業 実施要綱

1 目 的

旅行エージェント等が造成する旅行商品のため、新宮市の素材下見の視察に対して助成することにより、本市への県外からの誘客を促進するものである。

2 助成要件

下記の全ての要件を満たすものを助成対象とする。

- （１） 宿泊を伴う場合、新宮市に１泊以上宿泊し市内観光施設を１カ所以上訪問すること
- （２） 下見終了後、本市を含めた旅行商品を造成すること
- （３） 商品造成または販売促進のための視察であること

3 募集時期と助成対象時期

- （１） 下記期間を助成対象とし、催行日以降の申請は受け付けない。
- （２） 助成は先着順で決定し、助成決定額が予算額に達した場合は、それ以後の助成は行わない。

申請書提出期限	令和8年2月16日（月）
助成対象期間	令和7年7月1日（火）から令和8年2月28日（土）まで

4 助成額および助成限度額

- （１） 助成額は、一人当たり２０，０００円とし、１営業所あたり１回２人まで。
（上限４０，０００円／団体）
ただし、助成額予算に達し次第、締め切ります。

5 事務取り扱い手順

（１）申 請

申請者は、助成申請書（様式１）および同添付書類を新宮市観光協会（以下「協会」という）へ提出するものとする。終了報告と助成金請求についても同様とする。

（２）助成決定

協会は、申請内容を審査のうえ助成の可否の決定を行い、その旨を申請者に通知（様式２）する。

（３）終了報告および請求書

申請者は、必ず視察終了日から14日以内に協会へ視察行程と内容を添えて終了報告書（様式３）および請求書（様式４）を提出する。

（４）助成金の支払

協会は、申請者から提出された請求書の受理後、３０日以内に指定の口座に振り込みを行う。

6 助成の条件および特記事項

- （１） 視察に伴う旅行商品販売が行われた場合は、作成したパンフレット等のＰＲ販促物を速やかに１部、委員会へ提出すること。
- （２） 現地下見終了日から、必ず14日以内に終了報告書に行程・参加者名簿を添付のうえ、協会へ提出すること。
- （３） 申請者は、申請時点における事業計画の趣旨、内容等を変更する場合は速やかに協会へ連絡、協

議するものとする。

- (4) 前項(3)の変更連絡を故意に怠った場合、または虚偽の報告を行った場合は、助成金の減額または助成決定の取消を行うことがある。
- (5) この要綱に定めのない事項については、申請者と協会が協議して定めるもの